平成２１年（フ）第３７６号
福岡市東区多の津４丁目７番23号メイゾン多々良206、旧住所福岡県久留米市東合川町60番地３
破産者　江頭　信次
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３７７号
福岡市東区多の津４丁目７番23号メイゾン多々良206、旧住所福岡県久留米市東合川町60番地３
破産者　江頭加寿美
1　決定年月日　平成24年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２６８６号
札幌市白石区北郷２条12丁目６番３―103号、開始決定時の住所札幌市白石区北郷４条11丁目27番１―203号
破産者　菅原あけみ
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５５０号
千葉県船橋市西習志野２丁目９番18号アタミハイツⅠ―102号
破産者　南里　綾奈（旧姓小原）
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９０１号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区４棟304号、開始決定時の住所千葉県市川市二俣２丁目７番15号　オラシオンＴ207号
破産者　田中　　豊
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４３２号
千葉県勝浦市川津1269番地
破産者　渡邉　靖子
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４号
千葉市緑区おゆみ野３丁目２番地５　Ｋ’ＳＳＴＡＴＩＯＮ702号
破産者　西宮　八郎
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９５号
千葉県市川市相之川１丁目15番５号　ローズガーデンハウス12号
破産者　腰山眞喜子（旧姓山本）
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３６７６号
名古屋市中区大須４丁目10番40号
破産者　株式会社ティー・アンド・ティープランニング
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６８０号
愛知県海部郡大治町大字砂子字二又35番地の４
破産者　有限会社メイホク商事
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０６３号
名古屋市中村区名駅南３丁目３番17号　祖父江ベニヤ水主町ビル401号
破産者　河合　敦夫
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０６号
名古屋市名東区藤森西町502番地の２
破産者　有限会社タニグチ
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４６号
大阪府泉南郡岬町淡輪3426番地の23、商業登記簿上の本店所在地東京都港区西麻布３丁目６番４号麻布パレス501号
破産者　株式会社ウィズインターナショナル
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５８６号
大阪府阪南市さつき台１丁目15番10号
破産者　有限会社東堅設備
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９１０号
大阪府泉大津市なぎさ町６番１号
破産者　株式会社ネクスト（旧商号株式会社ホテル・ザ・ネクスト）
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１２８４号
神戸市須磨区一ノ谷町３丁目２番22号
破産者　株式会社三和
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６号
熊本県山鹿市石751番地２
破産者　株式会社甲木通商
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１０６号
熊本市東区新外１丁目３番71号
破産者　有限会社新美電設
1　決定年月日　平成24年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２９２号
盛岡市みたけ３丁目２番21号
破産者　株式会社三陽
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第９０８号
東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木481番地の29
破産者　株式会社永泰工業
1　決定年月日　平成24年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部